○　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

改正案	現行
第百三十三条　銀行法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 一　（略） 二　金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの イ　（略） ロ　直近の五連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項（(4)に掲げる事項については、信用金庫連合会に限る。） (1)～(3)　（略） (4)　包括利益 (5)～(7)　（略） 三・四　（略）	第百三十三条　銀行法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 一　（略） 二　金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの イ　（略） ロ　直近の五連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項 (1)～(3)　（略） （新設） (4)～(6)　（略） 三・四　（略）